

一体改革の税制の改正点 所得税・相続税は議論継続に

イースト会計事務所 税理士・社会保険労務士
森部 章

社会保障・税一体改革関連法が、民主・自民・公明の3党合意を経て、6月26日に衆議院、8月10日に参議院でそれぞれ可決され、消費税率10%への引き上げに向けた増税路線が確定した。一方で、一体改革案に当初盛り込まれていた所得税や相続税の改正は、最終段階で法案から削除され、先送りされた格好だ。

税制改正のスケジュールはまだ不透明な部分が多いが、ここで最新情報と今後の方向性を整理しておきたい。

1. 消費税率は3年後10%に

一体改革の最大の焦点だった消費税の税率は、2014年4月1日から現行の5%が8%に、2015年10月1日からは10%に、2段階で引き上げられることが決定した(96ページ図1)。

(1) 医療機関への影響

前回の引き上げの際には、損税(控除対象外消費税)への対策として診療報酬が引き上げられたが、不十分な補てんにとどまったため、控除できない消費税がコストを押し上げ、利益の減少につながった医療機関が多かった。

これは医療機関経営にとって深刻な問題であり、もし今回もそうなれば、増税後の資金計画に注意が必要である。現在、中央社会保険医療協議会で行われている控除対象外消費税の扱いに関する議論に注目したい。

(2) 経過期的取り扱い

消費税率の引き上げに際しては、次の経過期的取り扱いが予定されている。

① 請負契約の特例

建物の建築やソフトウェアの制作など、完成に長期間を要する「請負契約」の場合は、2013年9月30日までに契約が締結されていれば、引き渡しや支払いが2014年4月以後になっても、5%の税率が適用される予定だ。つまり、診療所の開業や建て替えを2014年4月以降に計画している場合は、2013年9月末までに建設会社と契約を締結しておけば、消費税の負担増を回避できる。

② 賃貸借契約の特例

テナント家賃などに関しても、2013年9月30日以前に、例えば10年間といった長期の賃貸借契約を締結することで、契約期間中の消費税率を5%に固定することが可能だ。ただし、契約期間が

長期にわたることと、期間の途中で家賃額を変更することが一切認められないため、現実的には困難だろう。

なおリース契約に関しては、現在の税法では引き渡し日に売買があったものとされるため、5%の税率を適用するためには2014年3月31日までに機器などの引き渡しを受けなければならない。

(3) 今後の方向性

今回の改正に関して、実務的な対応を定める政令や通達はまだ公表されておらず、具体的な取り扱いについては今後の情報を待つことになる。なお、複数税率や低所得者への還付などについては、2013年度以降の税制改正で骨子が検討されることになっている。

2. 所得税は増税路線

個人の所得税に関しては増税路線が継続しており、2012年度税制改正において既に一部の改正が決定している。一方で、一体改革案に盛り込まれた内容は継続審議となった。

(1) 2013年からの導入が決定した内容

① 復興特別税の創設

東日本大震災の復興財源として、

図1 税制改正のタイムテーブル

税目	2012	2013	2014	2015	2016
消費税	税率5%	税率5%	税率8%	税率8%	税率10%
	経過措置置き期間(請負契約など)	10月	4月	10月	
所得税	【継続審議】 最高税率45%へ引き上げ	復興特別税(所得税の2.1%相当額)の創設 給与所得控除額の縮小(上限245万円)			
		短期勤務役員の退職金について、2分の1課税の優遇措置を廃止			
相続税	【継続審議】 基礎控除引き下げ 最高税率55%へ引き上げ 精算課税制度緩和				

2013年より所得税に対し2.1%の割合で復興特別税が上乘せされることになった。これにより最高税率は現在の40%が40.84%となり、住民税と合わせると50%を超えることとなった。

② 給与所得控除額の縮小

給与から概算経費として控除される「給与所得控除額」に、245万円の上限が設定された。年収1500万円以上の医療法人理事長などは増税方向となる。

③ 短期役員の退職所得の課税強化

退職所得に関しては、所得の2分の1を課税対象とする優遇がなされているが、勤続期間5年以下の法人役員の退職金に対してはこの優遇措置を適用せず、全額が課税対象となった。

(2) 先送りされた内容

① 最高税率の引き上げ

所得税の最高税率を、現在の40%から45%に引き上げる案が一体改革関連法案に盛り込まれ、2015年の導入を目標に検討されていたが、最終的には削除された。ただし、2013年度の税制改正で再度議論される予定。高額所得者に対する課税強化路線は今後も続きそう。

② 法人役員の給与所得控除額の縮小

2013年の導入が決まった前述の給与所得控除額縮小とともに、2011年度

の税制改正案に盛り込まれていた法人役員の給与所得控除額の縮小。これを125万円まで減額する内容である。ただし経済界からの反対が強く、一体改革案にも盛り込まれなかったため、実施の可能性は低くなったといえよう。

3. 相続・贈与税は大幅見直しへ

当初一体改革案に盛り込まれ、その後継続審議となった次の事項は、2013年度税制改正の重要論点とされており、いずれ導入される可能性が高い。

(1) 相続税の課税対象の拡大

相続税の基礎控除を、現行の「5000万円+1000万円×法定相続人の数」から、「3000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げる。この改正が実

現すると、相続税の納付対象者は現在の申告書提出者の約4%から6%台へと、5割増しになるとの試算もある。

(2) 相続税の最高税率の引き上げ

(1)とともに、相続税の最高税率が現行の50%から55%に引き上げられて、課税の強化が図られる見通しだ。


(3) 相続時精算課税制度の緩和

65歳以上の親から20歳以上の子への贈与に関し、2500万円まで贈与税を猶予する「相続時精算課税制度」の要件が緩和される。「60歳以上の親から20歳以上の子・孫への贈与」と対象範囲を拡大し、資産移転を促進する。

医療機関の中には、(1)や(2)で増税になるとみられるところが少なくないので、相続税の節税対策をぜひ考えたい。

**森部の
アドハイス**

**今が制度の変わり目
相次ぐ改正に備えよ**



消費税の税率アップが確定した今、税制改正論議の焦点は、所得税や相続税の増税へと移ってきています。これから年末にかけて政府・与党で検討され、12月に「2013年度税制改正大綱」とし

て打ち出されることとなります。

ここ数年間は大きな改正が続くと予想されますので、設備投資や事業承継の計画作成の際は、制度の変わり目を意識して有利な選択をしてください。

イラスト◎やまもと 妹子